

振込規定 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
3 振込契約の成立 (1) (略) (2) 前項により、来店による振込依頼書による振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込資金受取書を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、<u>契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</u>電話による振込の依頼による振込契約が成立したときは、当行はその内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。郵送による送金指示については郵送送金指示取扱規定が適用されます。 5 証券類による振込 (1) (略) (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込資金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。 (3) (略) (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。 (5) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 7 依頼内容の変更	3 振込契約の成立 (1) (略) (2) 来店にて振込依頼書による依頼を受ける場合、当行は、振込依頼書(控)等を交付します。また、前項により、来店または電話による振込の依頼による振込契約が成立したときは、当行はその内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。郵送による送金指示については郵送送金指示取扱規定が適用されます。 5 証券類による振込 (1) (略) (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込依頼書(控)等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。 (3) (略) (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込依頼書(控)等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。 (5) 提出された振込依頼書(控)等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 7 依頼内容の変更

現行の文言	新しい文言
(1)振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。 ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、<u>振込資金受取書</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。 ②(略) (2)～(3)(略) 8 組戻し (1)振込契約の成立後にその依頼を取り止める場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。 ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、<u>振込資金受取書</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。 ②(略) ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、<u>振込資金受取書</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。 (2)～(3)(略) 12 譲渡・質入れの禁止 <u>振込資金受取書</u>等およびこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。	(1)振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。 ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、<u>振込依頼書(控)</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。 ②(略) (2)～(3)(略) 8 組戻し (1)振込契約の成立後にその依頼を取り止める場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。 ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、<u>振込依頼書(控)</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。 ②(略) ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、<u>振込依頼書(控)</u>等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。 (2)～(3)(略) 12 譲渡・質入れの禁止 <u>振込依頼書(控)</u>等およびこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。